

令和7年度人吉球磨地域における九州自然歩道利活用促進業務委託仕様書

1 業務の名称

令和7年度人吉球磨地域における九州自然歩道利活用促進業務

2 目 的

この仕様書は、人吉球磨地域における令和2年7月豪雨からの創造的復興に向け、九州自然歩道の利用者数の増加を通じた地域の交流人口の増加を目的とする九州自然歩道利用促進対策事業の一環として実施する「令和7年度人吉球磨地域における九州自然歩道利活用促進業務」（以下、「本業務」という。）に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行するもの。

今回、本業務で、人吉球磨地域の九州自然歩道を軸にしたツアーコンテンツの観光商品化・実証、ガイドツアーの実施、既存のデジタルマップ（九州自然歩道）及び地元の日本遺産、観光施設等の一体的なPR活動を行うことで、認知度や満足度の向上、ひいては地域の交流人口の増加を図る。

なお、これまでの事業の概要は、熊本県ホームページにて次のとおり確認できる。

<<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/52/133741.html>>

3 事業概要

次の業務を一体的に行い、九州自然歩道利用者の認知度や満足度の向上を図る。

- (1) ツアーコンテンツの観光商品化・実証
- (2) ガイドツアーの実施（参加者10名程度×3プラン）
- (3) デジタルマップ（九州自然歩道）及び地元の日本遺産、観光施設等の一体的なPR

4 委託する業務内容

(1) ツアーコンテンツの観光商品化・実証

ツアーコンテンツの観光商品化・実証は、旅行エージェント等に提案するためのプレゼンテーション資料及び商品情報シートを作成し、その内容は人吉球磨地域、「日本遺産 人吉球磨」及び当該地域の九州自然歩道魅力を十分に伝えることができるものであること。

(2) ガイドツアーの実施（参加者10名程度×3プラン）

ガイドツアーの実施は、九州自然歩道を軸にした「日本遺産 人吉球磨」の魅力発信や九州自然歩道のウォーキング等を実施する旅行商品展開（参加者10名程度×3プラン（例：初級者用の5km程度を2プラン、中級者用の10km程度を1プランなど）を企画、運営する内容であること。

なお、九州自然歩道については、支線の新ルートの計10ルート（別紙参照）で実施することもできる。

(3) デジタルマップ（九州自然歩道）及び地元の日本遺産、観光施設等の一体的なPR

PR活動は、既存のデジタルマップ（九州自然歩道）および地元の日本遺産、

観光施設等の一体的なPRを行うこと。中学への情報発信、旅行社及びマスコミリリースを行う内容であること。

※既存のデジタルマップのID、PWについては契約後に伝える。

(4) 関係者との連携

業務内容は原則として自由提案（開催期間等も任意）とするが、実施に当たっては、県のみならず地元自治体や関係団体等と連携を図りながら進めること。

(5) その他提案

本業務委託の目的達成のため、契約金額の範囲内において、追加提案することが可能であるため、積極的に提案すること。

6 委託期間

契約の日から令和8年3月19日（木）までとする。

7 成果品

(1) 成果報告書

- ・業務概要、業務成果
- ・その他、必要と認められる書類及び写真、電子データ一式

(2) 業務完了報告書（報告内容については、別途協議とする）

- ・紙（正副1部）に加えて、電子データ保存メディアにより納品すること。

8 特記事項

(1) 対象外経費

- ・受託者の財産取得となる経費
- ・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの

例）受託者の備品購入費、参加者等への旅費、宿泊費、飲食費、販促品提供費、販促物の作成に係る経費（事業の企画に係る経費又は販促物試作にかかる経費を除く。）等

- ・その他、県が対象と認めない経費

(2) その他

- ・委託業務の遂行にあたっては、県と十分に協議し、随時、進捗状況を報告すること。
- ・受託者は、本業務において知り得た情報について、他人に漏らし又は自己の利益とするために利用することはできない。また受託業務終了後も同様とする。
- ・個人情報の保護については十分な注意を図り、流出・損失が生じないこと。
- ・本業務により作成した成果物の著作権及び新たに撮影した画像、作成したデザイン等に関する著作権は、熊本県に帰属するものとし、商標権等があるものを除き、熊本県が広報上必要なものに利用することができるものとする。
なお、著作者人格権によって保障される各権利については県と受託者において契約時に相互に確認し、必要に応じた特約等を結ぶものとする。
- ・県は、本業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、できる限り協力する。
- ・事業の実施について、課題や問題点に係る対応および本仕様書に定めのない事柄が発

生した場合は、県と十分に協議を行うこと。